

特集

天皇即位20年祝賀を拒否する

# 私たちは天皇制とどう向き合うのか

## 「天皇制を問い続けることの意味」

瀬瀬 厚

山口大学教員

□——はじめに

改憲状況が進むなか、どう天皇制と向き合うか。まず、戦後日本の保守体制を支えてきた天皇制という視点から、戦後において、時代状況に適合させながら変幻自在ぶりを発揮しつつ一貫する天皇制の役割を指摘することを第一のテーマとしたい。ここでは天皇制という座布団の上に座らされている戦後日本および日本人の無自覚性に言及する。

第二のテーマとして、戦後の民主主義の内実に触れたい。ここでは「天皇制民主主義」をキーワードに、戦後の民主主義の虚妄性を批判的にとらえ直す。そして、第三のテーマとして、新たな役割期待を背負って、その本質性を露呈

し、さらには再構築されようとする天皇制の現実を派兵国家日本の登場という今日の情勢と絡めて言及する。

そして、最後にこうした天皇制と私たちはどう向き合うべきかを共和政体への移行と憲法擁護論との関連のなかで述べてみたい。

□——戦後日本の保守体制を支える天皇制

私は、かつて「日本海軍の終戦工作」（中公新書、一九九六年刊）で書いたことがある。

戦前天皇制は、日本海軍の将校や近衛文麿、木戸幸一など、いわゆる宮中グループの支援を受けて昭和天皇、ひい

ては天皇制自体に戦争責任が及ばないために、先の戦争責任を日本陸軍になすりつけて、昭和天皇は一貫して平和主義者であったというフィクションを創り上げた。それが、聖断による「終戦工作」である。

つまり、「終戦工作」とは要約して言うならば、戦前天皇制を無傷のまま戦後にスライドさせるための高度な政治戦略としてあった。戦後にスライドしたのは天皇制だけではない。戦前の天皇制を支えた戦前権力もほとんどそのまま戦後にスライドしたのである。

たしかに戦前の官僚機構のなかで最大の権力集団であった内務省および内務官僚は、戦後になって厚生省（現厚生労働省）や自治省（現総務省）など、いくつかの官庁に分かれた。財閥や軍事機構も一時は「解体」された。しかし、いずれも根っ子はしっかりと残され、GHQによる日本占領期（一九四一—一九五二）が終了するやいなや、これらの根っ子から装いを新たにしたり、文字通り新たな戦前の権力機構が再生していった。

戦後体制のなかで天皇制も形式的であれ、元首天皇制から象徴天皇制に変容を遂げるが、それは天皇制を新しい時代に適合させるための措置以上のもではなく、本質的には天皇制という政治組織は残存することになったことは、ここであらためて言うまでもないだろう。

天皇制が残存した背景の第一には、GHQというよりアメリカの強い意向が働いていたことは現在ではさまざまな研究から明らかになっている。とくに興味深いのは、私も直接教えを受けた一橋大学の加藤哲郎先生が書いた「象徴天皇制の起源」（平凡新書、二〇〇五年刊）で明らかにされているように、アメリカは日米開戦（一九四五年十二月八日）から、わずか六カ月後の一九四二年六月の時点で戦後日本の象徴天皇制を構想していた。

その証拠となる資料が、二〇〇四年にアメリカ国立公文書館で発見されたアメリカ戦略情報局（OSS）の機密文書「日本計画」の「最終草稿」である。OSSは現在のアメリカの中央情報局（CIA）の前進にあたる情報機関であり、アメリカの対外戦略を策定・実行する機関だ。この資料によると、アメリカは日米開戦一年後にして早くも天皇制を利用して日本占領を果たし、戦後日本の政治体制の根幹として天皇制をすえ、その上でアメリカ型民主主義を植えつけようと企画していたという。

つまり、天皇制と民主主義を結合して天皇制民主主義による戦後日本の建設案を打ち出していた。もちろん、アメリカやソ連、中国など連合軍を形成した連合軍諸国が、最初から天皇制の存続で一致していたわけではなく、むしろ中国やイギリス、オランダなど昭和天皇および日本天皇制こ

そ軍国主義の温床であるがゆえに、天皇制廃止を強く主張していた有力国が存在したことはよく知られている。

しかし、アメリカがかなり早い段階から天皇制の政治利用を企画し、日本敗戦の決定過程で基本的には天皇制存続を打ち出し、他の連合軍諸国に同意を獲得していった歴史経緯は、今日では大分明らかになっている。

「聖断」による天皇制の存続、換言すれば戦後版の国体護持が成功していく背景には、日本海軍や宮中グループの動きがあったことは確かだが、そのような動きを許容し、場合によってはサポートすらあえておこなったアメリカの対日戦略の背景には、ここで紹介したアメリカの「日本計画」が存在したことは間違いない。

つまり、天皇制の存続は、アメリカにとっては既定方針であり、その流れに日本の戦前権力が便乗し、救われたと指摘できる。こうして戦前の天皇制権力は、アメリカの戦後戦略の思惑にも助けられて、「聖断」という政治戦略の打ち出しに成功する。

その結果、戦後版の国体は護持され、これを担保するかにようにアメリカとの間に日米安保が結ばれる。したがって、私は日米安保こそ戦後の「国体」だと考える。昭和天皇は、日米安保を戦後の「国体」とどこまで自覚していたかはわからないが、日米安保締結以前から沖繩のアメリカ

へのリースを申し出たり（沖繩メッセージ）、アメリカ軍の日本駐留の継続を要請したり（天皇メッセージ）したり、あるいは社会主義国ソ連への脅威を露わにして北海道への兵力増強を希求したりと、「大元帥天皇」の時代となら変わらない軍人としての視点からする見解の表明をくり返したのである。

このような昭和天皇の言動は、アメリカ側にとっても願ってもないことであり、その意味で戦後においてアメリカと昭和天皇との奇妙なまでの一体感溢れる状況が創り出された。

現実的に言えば、戦後の日米関係とは、天皇制を「利用し」「利用される」関係と言ってもよい。戦後日本の保守政治体制がアメリカと一蓮托生ぶりを遺憾なく發揮していくのは、言うならば予定調和的な状況の出現だった。その意味で、戦後日本の保守体制とアメリカとを繋ぐ結節点に昭和天皇および天皇制があるといえよう。

つまり、戦後日本の政治体制は、天皇制によって支えられているし、その土台が天皇制によって構築された、と言ってもよい。私が書いた『日本海軍の終戦工作』は、そうした問題を言うならば日本側から照射する作業であった。

## □—アメリカ仕込みの天皇制

したがって戦後天皇制は、ただ単に戦前の古めかしい天皇制が、そのまま復権してきたわけではない。それはアメリカの、もつと言えばアメリカ資本主義の意図する思惑が仕込まれた「天皇制」ということになる。ならば、アメリカは天皇制を利用して、いつたいどのようなアジア戦略を打ち出そうとしたのだろうか。

日本敗戦後、アメリカは当初は日本の徹底した非軍事化＝民主化を図る。いわゆる一連の「民主化コース」と呼ばれる内容のものだ。ところが、日本敗戦とほぼ同時に始まった中国における毛沢東率いる中国共産党と、蒋介石率いる中国国民党との国共内戦の結果、一九四九年に前者が勝利し、蒋介石が約六〇万の軍隊と一緒に台湾に逃れるという形で中国革命が成功する。

以来、アメリカのアジア戦略は大きく軌道修正を求められることになる。アメリカにとつて戦後のアジア戦略を進めるうえで、の拠点は言うまでもなく中国だったが、それが不可能となった段階で、アメリカは中国に代わり日本をアジアの拠点として、新たな梃子入れを開始する。それは一九五〇年から始まった朝鮮戦争によって拍車がかかった。

日本再軍備をはじめとする民主化の見直しが決定され、

アメリカは従来の計画であった天皇制を利用した日本の事実上の統治を具体化していく。その具体的計画のなかで真っ先に実行されたのが日米安保体制の構築であった。再軍備はその一環だ。

そのような対日政策への日本国内からの反発はアメリカにとつても十分に予測されたわけだが、そこに潤滑油的な働きを期待されたのが天皇制である。天皇制に日本の戦後保守体制とアメリカのアジア覇権体制を仲介する役割が期待されたことは、これまでの経緯のとおりである。アメリカにとつては、こうして天皇制の政治利用によって安定的かつ持続的に日本を掌中に収め、アジア政策の軍事拠点として、また、アメリカ資本主義にとつては、アジア全域を射程に収めた一大アジア市場を睨む経済拠点として日本を有効活用していくことが構想され、実現されていった。

これは私の想像だが、アメリカがすでに戦力をほとんど枯渇し、青息吐息の状態にあった日本に一九四五年八月六日と九日にわたり、二発もの原子爆弾を投下したのは、アメリカの軍事力によって日本を降伏に追いこみ、その実績を踏まえて日本を事実上単独占領する企画から出たのではないか。アメリカの思惑を実現するためには、ソ連が日本列島に侵攻してくる前に日本の息の根を止める必要に迫られたからだろう。

その点からすると、二発の原子爆弾は、アメリカ仕込みの戦後天皇制を機動させるための政治判断ではないかと思われてならない。このアメリカ仕込みの天皇制は、米ソ冷戦体制下の国際社会が東西両陣営に分断されていくなかで、日本をしてアメリカに積極従属していくことを保証する装置としてもフルに機能することになったのである。

### □——「天皇制民主主義」とは

あらためて天皇制民主主義とは何か、という点に触れたい。戦後民主主義はたしかに日本国憲法によって担保されているはずだが、しかし現実には、比喩的に表現すれば、戦後民主主義を少し掘りこんでいくと、天皇制という固い岩盤につかる。

戦後日本は再び軍国主義の体制や時代を経験しないために、憲法において非軍事路線を確定した。しかしながら、その憲法にしても第一章が天皇の章で始まっていること自体が極めて異例なことである。同じ敗戦国であるドイツの憲法は基本法と言うが、その第一章は基本的人権の章で始まっている。そもそも憲法は、基本的人権の章で開始されることによって、憲法が国民——本当は「市民」と呼ぶべきだが——その生命や財産、思想・宗教の自由など、自由

権や生存権を保証する条文で始めるべきだと私は考える。

ところが日本国憲法では第一章が天皇の章で始まっている。ここにもまた天皇制がアメリカによって早くから政治利用の対象として評価され、現実に憲法の制定過程において、その路線の延長線上に天皇の章が明記された。そうすると、戦後民主主義を担保しているはずの日本国憲法でさえ、言うところの天皇制民主主義を奨励しているとも読み取れてしまう。

その点を詰めて行くとときに、私は現時点で護憲派の一人であることは否定しないが、しかし中長期的に考えた場合、このように天皇制民主主義を奨励するかの日本国憲法の限界性を指摘することを躊躇するものではない。私たちが戦後求めてやまなかつたのは、天皇制という固い岩盤がマグマのごとく押しこまれた民主主義ではなかつたはずだ。

天皇制民主主義は、今日においては国旗・国歌法や教育基本法改悪など、至る所でその正体を露出しはじめている。そのことは戦後民主主義が天皇制によって担保されたもの、とする指摘もあながち的外れでないことを意味する。戦後民主主義がすべて外来種とは言い切れないところも確かにある。日本人の敗戦体験に裏打ちされた恒久平和への熱い思いを民主主義の実現のなかで果たそうとしたことは間違いでない。

しかし、少し消極的な言い方をあえてするならば、戦後民主主義は天皇制の存続と引き替えに、文字どおり、アメリカの後支えによって成立した側面を否定できない。日本人が戦前権力の抑圧からの解放を自らの思想と運動の成果として勝ち取ったわけではないのだ。つまり、天皇制という戦前期日本人を支配した制度を温存させ内在させた戦後システムとしての天皇制民主主義が、戦後日本の原型として再構築されたのである。

そのような戦後日本の権力が、アメリカとの一蓮托生の関係のなかで、たとえば日米安保も一九五五年の保守合同も実行させたと言える。こうしたアメリカとの一蓮托生の関係は、戦後における国際秩序としての冷戦体制のなかでより鮮明となった。また、冷戦体制ゆえに、そこに生まれるはずの矛盾や課題が隠蔽され、日本は事実上の半独立国家としてアメリカへの従属を深めていく。

冷戦体制の終焉は、日本と日本人がアメリカへの従属を断ち切って「独立」する絶好の機会だった。けれども日米両国政府は両国における経済権力および軍事権力の強い要請のもとで、たとえば日米安保再定義を強行し、脱冷戦時代にあっても、日米軍事同盟路線の強化を図ったのである。

日本国内では一連の有事法制（＝軍事法制）が制定され、いままた集団的自衛権行使の踏みこみが検討され、その向

こうに憲法改悪が志向されている。アメリカによる日本の軍事拠点化への動きは一段と強まっている。米軍再編によるアメリカ軍のプレゼンスは、西日本から沖縄に比重がシフトしているが、今後の日本が対中国包囲戦略のなかで、分厚い軍事負担を強いられるのは明らかだ。

#### □——露呈する天皇制という地肌

アメリカ仕込みの戦後民主主義とアメリカのアジア戦略から編み出された天皇制の政治利用という戦後日本の足枷は、戦後日本の形を大変にいびつなものにしていく。たとえば、靖国神社の存在である。

靖国神社の問題は、決して戦前的な価値や理念を戦後に持ちこむことで戦前日本への回帰を果たそうとする試みに限定してはならないだろう。従来、靖国神社を問題として俎上にあげる場合、軍国主義思想の生産装置であり、その延長に国家のために殉ずる人たちを英霊として合祀することで、日本人としての「栄光の死」を称揚する場であるがゆえに、靖国神社が放つ役割は問題だと捉えてきた。

そうした側面への指摘は靖国神社が国家管理する動きに反対する過程でくり返し確認されてきた基本的な捉え方であることは間違いない。しかし、そうした側面だけではい

まや不十分ではないだろうか。

すなわち、靖国神社が放ち続ける靖国の思想は、天皇制民主主義としての戦後民主主義に内在する危険因子のようなものだ。つまり、靖国神社の国家管理法の根源にあるのは、この国が戦後になっても天皇制国家以外なものでもないことを如実に示している。かつての元号法制化や国旗・国歌法は、戦後日本が天皇制国家であることの証明であつて、戦前の天皇制国家への回帰を示すものではない。つまり、私たちは、極めて巧妙な仕掛けを施した戦後天皇制という座布団の上に座らせられているのだ。

もちろん、その事を私たちは実感を持つて、ある意味では脅迫的な立場に追いこまれた出来事として昭和天皇死去の際における、この国を覆った自粛ムードを想起することができる。この時ほど、戦後日本は形を変えた天皇制国家であることを再確認させられた時はない。あれから二〇年ほどが経過し、世代の若返りが進んでいるが、多くの日本人の意識のなかには、厳然として天皇制国家の意識がみながっているように思われてならない。

その意味で私は天皇制の問題を考えると、戦前の天皇制が形を変えて、この時代に復権しているというより、戦後日本の国家体制に刻みこまれた天皇制という地肌が剥き出しになりはじめただけであつて、そもそも戦前天皇制は、

新憲法下でも本質的な意味での政治機能は不変だと思つている。

そのように多くの人たちは考えてこなかったかもしれないが、保守支配層の意識には連綿として天皇制が日米安保体制という、あらたな補強を得て息づいていることに極めて自覚的だった。かつて森喜朗首相(当時)が「日本は神の国」と発言して問題となつたが、その時の多くの国民やメディアの受け止め方は、この民主主義の国家にあつて何と不適切な発言か、というものでしかなかった。

しかし、見方を変えて言うならば、森首相の発言はある意味で戦後日本の実態を——あまりにも露骨な言葉だが——言い当てていたのである。同時に、戦前権力を引き継いできた自民党周辺の政治権力者や、事実上日本を牛耳る経済権力者たちの、恐らく共通する認識あるいは深層心理には天皇制が息づいている。その点をふまえて、復権という現象面だけに囚われて、戦後日本の本質的な部分に目を向けないのは拙いといえる。

#### □——天皇制機能が発揮される時代に

戦後天皇制は、これまでもいづいぶんと政治的エネルギーを蓄えている。宮内庁も事実上押さえきれなくなつてい

る。報道によると、皇太子をも巻きこんだ天皇と皇太子妃との軋轢などの問題は相当深刻のようだが、そうしたことは別に天皇制という、私の表現でいう「心的支配装置」は、その機能を強めているように思われる。

これはとくに二つの点で、ひとつにはやや消極的側面において、ふたつには積極的側面において指摘できる。

消極的側面というのは、日本国家という抽象度の高い存在への帰属意識が依然として高まらない現実にあつて、とくに二十一世紀の日本を背負う青年層にとつて、国家への帰属意識よりも天皇制へのシンパシーに寄りかかったアイデンティティの確立が意図されていることと深い関係がある。

たしかに「心のノート」の導入や教育基本法改悪による愛国心教育が、現代政治にマッチした形で復権している。象徴という言葉によつて、本来持っていた天皇制の機能が今日的に非常に危険な形で表面化している。ひとつの見方として、これら日本の右傾化に拍車をかけるさまざまな政策の打ち出しは、日本国民の国家意識の劣化常態を修復し、国家への帰属意識を高めようとする極めてナショナルな動きとして捉えられるのが一般的だ。

もちろん、そのとらえ方は全部間違っているとは思わない。しかし、私は本来戦後日本に内在している地肌として

の天皇制を、いよいよ本格化させる好機として捉えられているのではないか、あるいは天皇制の政治利用のあらたな段階に入りつつあるのではないかと考えている。

戦後日本の民主主義が成熟する契機は、やや強引な解釈をすれば六〇年安保闘争がピークだった。しかし、岸信介首相が安保条約改定を強行してから、池田勇人内閣が登場すること、いわゆる政治の季節が終わり、経済の季節が到来した。じつは安保闘争はアメリカへの従属を断ち切つて自立した主権国家を構築する過程で、本物の民主主義を創ろうという運動でもあった。しかし、これが挫折する。

民主主義の成熟の機会が奪われ、それ以降、高度経済成長の呼び声のなかで利益第一主義の風潮が蔓延することになる。一九五九年の現天皇である明仁皇太子と日清製粉の会長・正田英三郎の長女であった美智子との結婚が、日本資本主義と天皇家との「結婚」であつたと指摘されるように、この高度経済成長路線と天皇制の強化とは極めて密接な関係にあつたことは周知の事実である。

民主主義の形骸化と、言うならば資本主義天皇制の本格的登場という時代状況のなかで天皇制は新たな息を吹きこまれ、その新天皇制像に国民の多くが歓喜の声を挙げていく。つまり、戦後日本資本主義に天皇制が見事にフィットしていくことになつたのである。

それを演出したのは戦後に皇太子（現明仁天皇）教育を担当した東宮御教育常時参与の職にあり、元慶応大学教授で経済学者であった小泉信三（一八八八—一九六六）だった。小泉は神聖天皇から人間天皇への転換を「平和主義」の実践過程としてとらえる視点を強調し、人間天皇となった昭和天皇を徹底した「平和主義者」と位置づけることで、戦後日本にフィットさせることに奔走した人物の一人と言える。

小泉は、戦前日本社会に内在した矛盾や課題を「平和主義」の実現という目標のなかで飛散させようとした。これこそが人間天皇制への転換の大きな役割であったのだが、戦前の否定されるべき矛盾や課題に正面から取り組む機会を奪うために、天皇の役割が期待されたと解釈できる。なぜなら昭和天皇こそ、一九二五年以来、軍国日本の政治的精神的支柱であったからである。その支柱が「軍国主義」ではなく、じつは「平和主義」であったと結論づけることで、戦前と戦後の連続性を留意し、そのなかで天皇制の継続と国民意識へのあらたなスライドを図ったのである。そうした観点から、小泉はポスト昭和天皇としての皇太子明仁に、あらたな時代に適合する皇室の体現者としての教育を徹底していく。

こうして戦前は日本軍国主義にフィットした天皇制は、

戦後には日本資本主義にフィットすることで、その政治機能を保守することに成功していくのである。いずれの場合にも、天皇制の時代状況に適合する変幻自在ぶりは注目に値する。戦後天皇制は、一九六〇年代から本来的役割を果たし、一九六四年の東京オリンピックでは昭和天皇が「国家元首」待遇で開会宣言をすることになった。それは同時に、世界に向けて日本の「国家元首」が、あたかも天皇であることを宣言するに等しい行為であった。

日本国憲法には明記されていない「国家元首」としての昭和天皇の開会宣言は明らかに憲法違反だったが、当時にあって、いや今になっても、このことを憲法違反という視点から論じた人を私は知らない。それほどに、天皇制と戦後国家が一体化してしまっていた。その流れは、昭和天皇の死去をはさんで、今日まで続いていることはいうまでもない。

日本が経済的に厳しい時代になった今日にあって、現皇太子は国際国家日本に適合する皇室づくりの一環として外交官出身の小和田雅子との結婚を選択した。それも極めて時代状況にフィットした選択であり、皇室づくりだった。そうした天皇制の変幻自在ぶりは今なお健在である。そうすることで、天皇制あるいは皇室が、日本国民に対する「心的支配装置」としての役割を果たすことにより、天皇

制の正当性を確保しているのである。

□——派兵国家に適合する精神的支柱として

二つ目の積極的な側面については自衛隊の海外派兵との関連である。冷戦時代が終わって、アメリカの世界戦略が大きく様変わりした。米ソ対立の緊張関係のなかで、日本の自衛隊は、いまでこそ事実上死語となつたが「専守防衛」論のなかで着々とその実力向上に専心してきた。しかしながら、冷戦時代が終わって、アメリカの「関与と拡大」をキーワードとする戦略転換のなかで、その片棒を担ぐ役割が自衛隊に求められはじめた。

それはソ連が解体されアメリカが射程に収める対象地域が一気に拡大したこと、そしてそのアメリカ自身の経済力の相対的低下のなかで、膨大な軍事を支える能力も低下したことである。そこでアメリカは、冷戦時代が終わるやいなや、日米安保再定義と称して、本来は極東を対象地域とする二国間条約である日米安保の適用範囲を、これまた一気に拡大した。

日米安保再定義以後、たとえば、一九九九年に「周辺事態法」を皮切りに次つぎと有事法制（＝軍事法制）を制定していく。それは日本自衛隊がアメリカ軍と共同して極東以

外の地にも展開することを可能にしていく法整備だった。そうした危険な動きは、政府・防衛庁（現防衛省）によって「国際貢献」の美名で隠蔽された。

いずれにせよ、冷戦体制終焉後、日本は派兵国家となつたのである。イラク戦争への自衛隊派兵は、その一大転機となつた。こうして日本は日本国憲法の平和主義を事実上放棄し、いつでもどこでも自衛隊という「軍隊」を派兵し、場合によっては戦闘行動にまで踏み切る準備を開始した。

そうしたなかで、自衛隊周辺で高まっている一つの意思あるいは感情がある。それは、時限立法ではなく恒常的な派兵体制を担保する「派兵恒久法」制定の検討である。このことはすでに一連の有事法制が制定され、将来における派兵体制の構築が予想されるに至つて狙上に挙げられていたことだが、自衛隊周辺には、派兵体制の恒常化と戦闘参加により殉職者が出ることを想定して弔慰金の引き上げなどの制度的課題と、なによりも隊員の士気の問題として、自衛隊の最高司令官が内閣総理大臣という現実に飽き足りない感情が出ている。

自衛隊・制服組のなかでも正面切つての言動はさすがに控えられてはいるが、政党出身の総理・総裁で、しかも政局によつて一、二年で交代してしまう最高司令官の有り様に、複雑な感情を抱いていることは確かだ。そこには政党

という存在自体への不信も存在する。たとえば、自衛隊組織のモデルであるアメリカ軍の編成や構成との比較において、少なくとも四四年間は交代のない、かつ絶大な権力を有する大統領が最高司令官であることに、ある種の憧憬あるいは理想像を描いていることも確かだろう。

日本は議院内閣制だから、大統領制（共和制）のアメリカと同じというわけにはいかない。そこで浮かぶのが天皇を自衛隊の最高司令官にという発想である。そうなると、これは戦前の軍組織と同一となるから、そう簡単にはできない。憲法を変える程度以上の問題が派生してくる。

それで現時点で自衛隊制服組が考えていることは、自衛隊制服組のトップである統合幕僚会議議長を認証官待遇にすることだ。つまり、統幕議長を国務大臣と同列におき、天皇から任命されるという形式を踏むことによって、天皇とのつながりを制度化しようとする試みである。

この認証官待遇への要求はかなり以前から構想として存在する。これには防衛省の背広組（防衛官僚）からは文民統制の逸脱として内部から批判があるので、そう簡単には事は進まないが、この動きはいずれ顕在化してくるだろう。

こうした意味で派兵国家日本に適合する自衛隊組織の再編、自衛官の士気向上、「戦死」という事態発生の可能性など自衛隊のアメリカ軍との共同体制の緊密化のなかで生

じる事態への対応として、そこに出てくる天皇という問題がある。天皇が派兵国家日本の精神的支柱とする役割期待が、今後日本の派兵国家化の進行に従いさまざまな形で議論される可能を先読みしておいて間違いない。

派兵体制が構築され、恒常的な派兵が実行されるなかで、不幸にして自衛官らの「殉国者」が出た場合、どのような形で「遺族」をケアするかが、当局によって真剣に検討されているようだ。もはや弔慰金を引き上げるといった制度的な整備から、「何のために」という大義名分が不可欠となってきた。いくら何でも日本資本主義の世界展開のための「犠牲者」、日米軍事共同体制の「生け贄」というわけにはいかない。そうした実際的な問題を回避し、隠蔽するための方法が練られている。ここでは「国家防衛」（国防）という抽象的かつへ遠い不可視の課題を対象とするのではなく、天皇制の護持というへ身近な可視的存在としての天皇の役割期待が浮上してくる。

#### □——天皇制とどう向き合うのか

戦後日本が「天皇制民主主義」という形で再出発している以上、前述したように、戦後日本を丸ごと保守しようとするれば、それは同時に天皇制を保守することを意味する。

そのことを日本の権力層は実際的にも感覚的にも強く意識している。本当の民主主義体制では、すべての情報や国家社会の方向が、文字どおり民主的に検討されるが、天皇制民主主義国家である日本は、核心的な情報や方向性が必ずしも開示されず、情報の独占や秘匿が横行する社会だ。

この文を読んでいる方は、恐らく戦後の日本が本当の民主主義国家だととらえられていないだろうが、この擬制的民主主義が日本の民主主義の本質といえよう。民主主義の本質を形骸化させ、擬制化させている根源こそ天皇制にあることは論じるまでもない。

日本社会が天皇制を頂点にする差別社会であり、階層社会である点はもつと強調されてよいと思われるが、この点の集中的議論はまだまだ少ないようだ。日本は「天皇制社会」とでも形容できる、極めて独特の閉鎖社会である。日本と頻繁に比較されるイギリスの王室と日本の皇室では、その情報開示度がまったく異なる。

日本では宮内庁予算の総額は開示されるが、その細目や支出の中身の検討は必ずしもオープンにされない。イギリスでは王室予算がイギリス国会の場で吟味され過剰支出は徹底的に批判される。イギリス国民の批判が王室にむけられたことがあった。そのとき、エリザベス二世はイギリスの国営放送BBCに出演して、過剰な消費を国民に向かっ

て詫び、イギリス王室の財産である何カ所かの城の所有権を放棄し、イギリスの国庫に提供する措置を採って国民の怒りを静めようとせざるを得なかった。はたして日本において、こうした皇室を対象とする議論はどこまで可能か。

このことから私たちは次のことを今一度考えてみる必要がある。

第一に、戦後日本の天皇制民主主義が結果する制度をどうとらえ直すか。つまり、戦後日本は戦前と同様に議院内閣制を採用し続けている。もちろん、戦前の議院内閣制における内閣及び首相の権限は元首天皇制ゆえに、極めて弱体だった。内閣は帝国議会（今日の国会に相当）ではなく天皇のみ責任を負っていたし、首相は何人かの閣僚とほぼ同等の地位に過ぎず、閣僚への統率力は微弱だった。

戦後の内閣は国会に責任を負い、事実上国民に責任を負う形を採っているが、たとえ形式的であれ、内閣は首相を含め天皇から任命されることの意味は小さくない。私は、このような足枷をはめられた議院内閣制のもとでは本当の意味での国民主権は成立しないのではないかと考えている。

やはり、ここでは共和制の採用がひとつの有力なオプションとして発想されるべきではないか。最高至上の民主的制度とは言い切れない部分もあるが、少なくとも国家社会

のトップリーダーを国民と世論が選出できる制度は、ひとつの民主主義の到達点を示していると思われる。

かつて中曽根康弘首相が、アメリカ大統領の権限と位置を羨んで、「私は大統領的首相になりたい」と語ったことがある。しかし、天皇制支持者たちから批判された。共和制への志向は天皇制の解体に結果するので、「けしからん」というのだ。それ以来、中曽根は、そのことにはいつさい言及しなくなった。私はあらためて共和制の議論を深めていきたいと思う。

第二点に現行の日本国憲法に記された第一章の天皇の章をどう考えるか。私は護憲論者だが、それはたとえ第九條を形骸化しようとする危険な憲法改悪には反対という意味である。しかし、私は第一章がこのままで良いとはまったく思っていない。なぜ、日本の憲法は天皇の章で始まるのか。日本と同じ敗戦国であるドイツの憲法（基本法）の第一条は「人間の尊厳」で始まっている。

つまり、基本的人権に関わる条項を真っ先に持つてくることで、憲法および国家の役割が規定されることが当然といえよう。国家が形成され、憲法が制定されるのは、生まれながらにして自由と平等の権利（これを自然権という）を持つ人間の存在を担保するためである。

この基本的人権は、いまさら言うまでもないが、フラン

ス革命（一七八九年）の成果として提起された「人権宣言」に示された「人は生まれながら、自由で平等な権利を持つ。社会的な差別は、公共の利益に基づいて存在できる」（第一条）や「主権の源は、もともと国民のなかにある。いかなる団体や個人でも、国民から出たものではない権力を使うことはできない」（第三条）といった条文をルーツにするものである。こうした基本的人権が、平和社会建設を国とする戦後日本にとつては、最も重要な課題として位置づけられるべきではないだろうか。

たしかに第九条はアメリカの天皇制存置政策に強硬に反対するイギリス、オランダ、中国などの連合国諸国を慰撫するために着想された側面が強いものである。つまり、天皇制が軍国主義の温床となることを警戒するこれらの諸国の不安を除去するために、非軍事を徹底させるために用意されたのが第九条であった。その意味で第一章（天皇）と第二章（戦争放棄）とは表裏一体の関係にある条文規定ということになる。

しかし、いまでは第九条が事実上形骸化している。世界でも屈指の軍事力を装備し、年間五兆円近い軍事費を消費する日本において、第九条の役割は反故にされている。そして、自民党の憲法私案では第九条の第二項に手が加えられようとしている。つまり、既存の軍事力を憲法でも保証

しようというのだ。その意味では、二つの章の本来の関係は、すでに崩れはじめていたのである。

これは天皇制が軍国主義の温床でなくなかったからではまったくない。日本のあらたな派兵国家・臨戦国家への道が確定されようとしていることの反映といえる。そうすると、天皇および天皇制が、この動きにいずれは便乗して憲法的にも、まったく戦前と同様の規定ということにはならずとも、その政治機能を担保する条文案が登場してくることも先読みしておいてもいいだろう。

こうした動きを十分に読み取ったうえで、私たちが天皇制とどのように向き合えばよいかを考えぬいていく必要がある。くり返すが、日本に共和制論議を起こし、いずれは第一章に基本的人権の章をすえた憲法を逞しく構想し、天皇制民主主義を変えて、文字どおりの徹底した民主主義の原理を活かした民主主義思想と制度を創造していくことが肝要かと思われる。

□——憲法九条を第一章に書き換えることが必要ではないか

九条は護る。けれど九条を護る中で必然的に守りたくない天皇制を守っているというのはいやきれない。そこで、九条を逆に第一章にもつてくる。ゆくゆくは第一章を戦争

放棄の章ではじめ第一条に今の九条をもつてくる、というのはどうだろう。

戦後の護憲運動が軍事化にある程度歯止めをかけたのは評価すべきである。だが同時に天皇制を克服するという歴史認識の育みを阻んだことも確かだ。だから私は護憲運動を全部評価するものではない。その限界を論議していくべきではないか。天皇制を段階的に変えて共和政体に変えていく。そうした展望を語る場合に天皇制を護持する論理を含みこんでしまっている護憲という問題をも切りこんで論議していくしかないのではなか。

なぜ戦後、共和政体へと運動が私たちの間からでてこなかったのか。なにも大統領制がいいというのではなく、脱天皇制としての選択として共和政体への展望がどうして語られなかったのか。

これには天皇制というのが政治制度だという角度からの認識がなかったことが関係している。一例をあげると、数年前、園遊会で米長邦雄（東京都教育委員・棋士）が「日本中の学校で国旗をあげ国歌を斉唱させることが私の仕事でございます」と述べたことに対し、明仁天皇が「やはり強制になるということではないことが望ましい」と「おことば」を述べたことがある。これについて市民運動の中にも「よくいってくれた」「明仁天皇は強制反対論者だ」「昭

和天皇とは違うぞ」というリアクションがでた。

私は確かに明仁天皇の真意は「強制はいけない」と思っていると考える。これはどういう意味かというのと、日の丸・君が代は自発的に歌ってこそ意味があると明仁天皇は考えているととらえるべきではないか。米長は主旨を取り違えている。自発的に君が代を歌えるように、主体的に日の丸を掲げる指導しなさいと米長に忠告したものととらえていい。つまり明仁天皇の真意は、外部的な圧力で「歌え、掲げろ」ではなく「内面指導」しろ、ということにある。明仁天皇は思想動員、精神的な動員が大事だといったのであって、米長よりも天皇制の動員の意味が解っている。そういうことに対して「よくいつてくれた」はないだろう。

オランダのビクトリア女王は七〇歳定年制というのを言った。彼女は自分を「公務員」だと思っている（かつての「天皇機関説」に近い意識かもしれない）。「七〇歳になったらやめる」といったら国民が支持した。だが、それは七〇歳になったら自分の息子を国王に即位させるということで、そういう形で国民に認知されながら恒久的に国王体制を存続させるための手法だった。

オランダのように、これからの天皇制は国民が支持するような言葉を使ってくるだろう。「そういう天皇なら許せる」という方向に誘い出そうとしている。明仁天皇が即興

で発言したのか、側近に勧められて言ったのかはわからないが、そうした明仁天皇の言辞に納得してしまふ日本の天皇制密着度をどう克服していくかが問われている。

天皇制というのは民主主義を無価値にする政治制度である。民主制と天皇制が同時に存在すること自体がおかしい。天皇制という絶対的なものと民主主義が矛盾しないはずがない。

一方、九条だが、わたしは憲法九条ぶらさがり論と言っている。日本が平和国家だというとき、大体の人は九条をもっているからと答えるが、はたしてそれでよかったのか。日本は憲法にぶらさがったまま自分で平和を作る努力をしなかつたのではないか。「憲法九条があるから日本には平和思想が育たなかつた」とあえて問題提起的に主張しておきたい。九条がなくても日本は平和主義、平和思想というものを作り出さなければいけない歴史的な使命を持っていた。

憲法の平和の精神を血肉化するためには天皇条項をなくし、憲法第一章を戦争放棄の章にする方向をみんなで議論していくべきではないだろうか。

(こうけつ あつし)